

医業トピックス

税理士法人 長谷川会計

〒733-0822 広島市西区庚午中 2-11-1

TEL 082-272-5868

URL <http://www.hasegawakaikai.com/>



医業経営にかかわる改正点

平成 29 年度税制改正のポイント



今回の税制改正においては、配偶者控除の見直しが注目されましたが、設備投資減税が拡充されるなど医業経営にとって重要な改正項目も織り込まれています。

設備投資減税の延長と拡充

取得価格が 500 万円以上の高額な医療用機器の特別償却制度は、対象となる機器の見直しを行った上で、適用期限が 2 年間延長されます。また、中小企業等経営強化法に規定する経営力向上計画の認定に基づき行った一定の設備投資について、その取得価格の全額を一時に償却する、または取得価額の 10%（または 7%）を税額控除する措置が講じられます。

固定資産税半減特例の拡充

中小企業等経営強化法に規定する経営力向上計画の認定を受けた事業者が取得する、一定の機械装置の固定資産税が、3 年間半減する特例制度について、地域・業種を限定した上で、一定の器具備品などが追加される改正が行われます。これにより、限定されますが、医療機関等が取得した一定の医療用機器などが対象に含まれることが見込まれます。

所得拡大促進税制の拡充

給与等の支給額が一定割合以上増加したなどの要件を満たす場合に、その増加額の 10% を税額控除する措置に加え、平均給与等支給額（給与等支給額 ÷ 雇用者の月別合計数）が前年または前期比 102% 以上だった場合に、前年または前期比増加額の 12% を税額控除額に加算する措置が講じられます。

中小企業者等に係る軽減税率の延長

医療法人等の法人に係る年間 800 万円以下の所得金額に対する法人税率を 15% とする 軽減措置が、2 年間延長されます。

【その他改正点】

相続等により取得した出資持分に係る相続税等の納税猶予制度の延長

出資持分の放棄による経済的利益の非課税措置の創設

出資持分等の評価の見直し

長期積立型 N I S A 制度の創設

住宅ローン控除等の拡充

タワーマンションに係る課税方法の見直し

物納財産の順位の変更